

井上奉生記念国内フィールドスタディ 奨励金制度のお知らせ

より多くの学生にフィールドスタディ（FS）に参加する機会を提供することを目的として、2023 年度から国内 FS 奨励金を設置します。制度概要と主な受給条件は以下のとおりです。

【制度概要】

(1) 給付出願資格: 国内 FS への参加を許可された者。

→ 国内 FS に応募し、参加が許可されたのち、奨励金申請書等を学部事務に提出します。

(2) 給付額: 国内 FS の研修費等(研修費、交通費、宿泊費、食費)の金額に応じた額を給付します。研修費等の金額によって下記のようにカテゴリと給付額が決まっており、コース担当の教員が研修費等の額を算定し、カテゴリを決定します。各コースの FS 企画書にカテゴリと給付する金額(企画時点での予定額)が記載されています。

カテゴリ	A	B	C	D
研修費等の額	10,000 円以下	10,001～30,000 円	30,001～60,000 円	60,001 円以上
支給額	0 円	1,500 円	3,000 円	4,500 円

(3) 給付時期: 研修修了後(奨励金の支給は後払い)

→ 奨励金は、現地実習終了後、事後学習への参加、レポートの提出などコース所定の学習(コースによって異なります)を終えたのちに、指定口座に振り込まれます。(従って、研修費等の全額を一旦は支払う必要があります。)

(4) 国内 FS 奨励金は、在学中何回でも申請することができます。

【注意点】

- 4 年生は(3 月卒業の場合)、I 期 FS の国内 FS 奨励金を申請することはできますが、II 期 FS には参加が許可された場合でも国内 FS 奨励金の申請はできません。
- 国内 FS 奨励金の給付が認められたあとでも、以下のような事由に該当すると受給資格取り消しの対象となり、奨励金の給付を受けられません。
 - 事前学習・事後学習への出席、レポート作成等の義務(コース毎に設定)を怠った場合
 - 受給対象の FS の単位が不認定になった場合
 - 奨励金申請書の記載に虚偽があった場合
 - FS に参加した翌セメスターに休学、退学、または除籍された場合
 - 受給申請した FS に参加できなかった場合
 - その他、奨励金の給付候補者として、適当でないと認められたとき